

#15 接見交通権（39条・接見指定）

第2章 捜査 ⑩／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 接見とは何か——憲法34条と39条1項

短答・論文共通

逮捕された人がすぐ弁護人に相談できる権利の出発点は憲法です。

条文 憲法34条（弁護人依頼権・抑留勾禁の要件）

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

憲法34条前段が「直ちに弁護人に依頼する権利」を保障しています。この依頼権を実質的な意味で保障するために、刑事訴訟法39条1項があります。

初回接見の特則（最判平12・6・13）

逮捕直後の最初の接見＝黙秘権の助言・弁護人選任・不当拘束からの解放の最初の機会

課された義務①

- 弁護人と協議し、会わせられる時間を真摯に検討する義務

課された義務②

- 可能なら即時又は近接した時点での接見を認める義務（取調べ中でも一旦中断・短時間でも）
- 協議も調整もせず漫然と後回しにすれば、たとえ取調べ中でも39③但書に反し違法

※ 理由＝初回接見は憲法上の弁護人依頼権の出発点。だから特に手厚く守る

図：接見交通権の出発点——憲法34条前段と刑訴39条1項の関係

条文 刑事訴訟法39条1項（接見交通権）

身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一条第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

ポイントは2つです。第一に、「立会人なくして」会えること。第二に、「書類若しくは物の授受」もできること。立会人に聞かれることなく、二人きりで話せる。書面でやり取りして防御を組み立てることもできます。判例もこの権利を憲法34条に由来するものと位置づけており、簡単には制限できません。

原則は自由＝なぜ「立会人なし」か

一般の面会（家族など）は警察官が立会い。だが弁護人との接見は別

- 横で警察官に聞かれていたら「取調べでこう言われ困っている」と相談できない

■ 結論＝自由な秘密交通権

- 立会人なし・内容も聞かれない → 初めて防御の作戦が立てられる

※ 喩え＝取調べが相手陣地での尋問なら、接見はハーフタイムにコーチと2人で作戦（締め出せば試合にならない）

図：接見の大原則——自由な秘密交通権の内容

一般の面会には立会いがありますが、弁護人との接見は別扱いです。横で捜査機関の職員が聞いている状況では、率直に相談することができません。秘密に話せて初めて、防御の作戦が立てられます。

弁護人に話した防御方針が捜査側に筒抜けでは、弁護人がいる意味をなしません。これを**秘密交通**と呼びます。接見の大原則は「自由な秘密交通」です。

3 例外＝接見指定——でも「禁止」ではない

捜査機関にも都合があります。取調べの核心的な場面に弁護人が来た場合などに、例外として**接見指定**という制度があります。

例外＝接見指定（39③）。でも「禁止」ではない

捜査の都合＝取調べの核心の瞬間に弁護士が来て中断連発では捜査が回らない

■ 接見指定（39③）

- 捜査機関が接見の日時・場所・時間を指定できる（＝「いつ・どこで」の調整だけ）
- 接見そのものは禁止できない（最大の勘違いポイント＝「会わせない」ではなく「夕方にして」）

■ 但書（さらなる歯止め）

- 指定は被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するものであってはならない

図：接見指定——「調整」であって「禁止」ではない

検察官、検察事務官又は司法警察職員（以下「捜査機関」という。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならない。

指定でできるのは「いつ・どこで・どれくらいの時間」の調整だけです。接見そのものを禁止することはできません。但書に歯止めがあり、指定は「防禦の準備をする権利を不当に制限」してはならないとされています。

混同しやすいので整理します。

接見指定 と 接見禁止——別物（混同注意）

観点	接見指定（39条3項）	接見禁止（81条）
対象	弁護人（弁護人になろうとする者）	弁護人等以外の者（家族・友人など）
やる主体	捜査機関（検察官・検察事務官・司法警察職員）	裁判所（決定）
効果	日時・場所・時間の指定＝時間調整 接見そのものは禁止できない	接見そのもの・物の授受を禁止 ＝完全な遮断
趣旨	接見の必要性と弁護権の調整 （憲34由来ゆえ禁止は不可）	逃亡・罪証隠滅（口裏合わせ等）の防止

図：接見指定（弁護人・捜査機関・調整）vs 接見禁止（家族等・裁判所・遮断）の比較

- **接見指定**：対象は弁護人。行うのは捜査機関。日時・場所・時間の調整のみ。
- **接見禁止**：対象は家族など弁護人以外。行うのは裁判所（81条）。完全な遮断。

弁護人との接見は憲法34条に由来するため、禁止はできません。

4 「捜査のため必要があるとき」の限定解釈

論文

では指定できる「捜査のため必要があるとき」とはいつか。広く解すると原則の自由が骨抜きになります。判例はこの要件を厳格に限定解釈しました。

「捜査のため必要があるとき」の限定解釈

「捜査官が忙しいから」では不可（許せば原則の自由が骨抜き）→ 厳格・狭く解釈

■ 指定できる場合（最大判平11・3・24）

- ① 現に取調べ・検証等を実施中 / ② 間近い時に確実な予定があり接見で捜査に顕著な支障
- 「今日の午後」など漠然はダメ。「10分後に出発」のように直近で確定が必要

■ 重要

- 指定する場合でも別日時で接見の機会自体は必ず与える（接見の拒否は不可）

※ 厳格解釈の理由＝接見は憲法34条に由来する重い権利だから、削る要件は狭く読む

図：指定要件の限定解釈——2類型と「顕著な支障」の要件

判例 最大判平成11年3月24日（接見国賠事件）

「捜査のため必要があるとき」とは、①現に被疑者を取調べ中であるか、または実況見分等に立ち会わせ中である場合、もしくは②間近い時に取調べ等をする確実な予定があり、接見を認めると捜査に顕著な支障が生じる場合に限られる。

指定できるのはこの2類型だけです。漠然とした予定では要件を満たしません。そして指定する場合でも、別の日時を指定して接見の機会自体は必ず与えなければなりません。「指定は調整、拒否は不可」がこの論点の結論です。

要件が厳格なのは、接見交通権が憲法34条に由来する重要な権利であるため、それを制限する要件は狭く読むべきだからです。

5 初回接見の特則

論文

逮捕直後の最初の接見（初回接見）は特別扱いされます。黙秘権の助言、弁護人の選任、不当な拘束からの解放——最初の相談の機会がその後の防御の行方を左右します。

判例

最判 平成12年6月13日（第二次内田国賠事件・第三小法廷判決）。初回接見の特則。逮捕直後の初回接見は、被疑者が取調べで助言を受ける最初の機会であり、憲法上の弁護人依頼権（憲34）の保障の出発点であって特に重要である。捜査機関は弁護人となろうとする者と協議し、即時又は近接した時点での接見を認める措置を採るべきである。

→ 協議・調整の努力を怠り漫然と接見を後回しにすれば、取調べ中であっても39条3項但書に反し違法となる。

図：初回接見——捜査機関に課される協議・検討義務と即時近接義務

初回接見においては、捜査機関は弁護人と協議し、合わせられる時間を真剣に検討する義務を負う。そして、可能な限り即時または近接した時点での接見を認める措置を採るべきである。協議も調整もせず漫然と後回しにすることは違法となる。

取調べ中であっても、一旦中断して短時間でも会わせることが初回接見では特に強く求められます。

判例

最大判 平成11年3月24日（接見国賠・大法廷判決）。接見指定（39条3項）のリーディングケース。接見交通権は憲法34条に由来する重要な権利であるから、指定要件たる「捜査のため必要があるとき」は厳格に解する。すなわち、現に取調べ・実況見分等を実施中か、間近い時に取調べ等をする確実な予定があり、接見を認めると捜査に顕著な支障が生じる場合に限られる。

→ この場合でも接見の拒否はできず、別の日時等を指定して被疑者が防御の準備をできるよう配慮しなければならない。

図：平成11年大法廷判決——指定要件（現に取調べ中／間近い確実な予定＋顕著な支障）

6 全体の地図

短答・論文共通

今日の地図

- 1. 接見とは何か＝憲34前段・刑訴39①（性質・秘密交通）
- 2. 原則は自由＝なぜ「立会人なし」か（秘密交通の趣旨）
- 3. 例外＝接見指定（39③）。でも「禁止」ではない（指定 vs 禁止）★論文
- 4. 「捜査のため必要があるとき」の限定解釈（最大判平11・3・24）★論文
- 5. 初回接見の特則（最判平12・6・13）★論文 / ここはひっかかる / 論文ではどう書くか（→ 別動画）

図：接見交通権の全体像——憲法34条→原則自由→例外指定→限定解釈→初回特則の流れ

◆ 短答ひっかけ

- 指定は起訴前だけ：39条3項の接見指定ができるのは「公訴の提起前に限り」。起訴後は捜査の必要が乏しく、被告人には指定できない。忘れやすいので注意。
- 指定≠禁止：接見指定は日時等の「調整」、接見禁止（81条）は「遮断」。対象も、行う主体も異なる別制度。

- ・ **指定しても機会は消えない**：指定する場合でも、接見の機会自体は確保しなければならない。「今日は会わせない」は不可。
- ・ **初回接見に漫然と後回しは違法**：協議・検討義務を果たさず翌日以降に指定するだけでは違法となる。

ここはひっかかる

- ① 接見指定ができるのは公訴の提起前（起訴前）に限る → 起訴後の被告人には指定不可（忘れやすい）
- ② 指定 ≠ 禁止：指定＝弁護人対象・捜査機関・時間調整／禁止＝家族等対象・裁判所（81条）・遮断
- ③ 指定する場合でも接見の機会自体は奪えない（弁護人との接見の拒否は不可）

※ 弁護人との接見は憲法由来ゆえ「禁止」はできない＝これが接見の一番の幹

図：短答で狙われる3つのポイント——起訴前限定・指定≠禁止・機会の確保

◆ 論文の型

★ コア規範（逐語で覚えるのはここだけ） | 接見交通権・接見指定

「捜査のため必要があるとき」（39条3項）とは、接見交通権の重要性に鑑み**厳格に**解し、①**現に取調べ中**等の場合、または②**間近い時に取調べ等をする確実な予定**があり、接見を認めると**捜査に顕著な支障**が生じる場合に限る。

復元キー（理解した趣旨から答案を再構成する）

- ① 性質＝**憲法34条**前段の弁護人依頼権に由来する重要な権利
- ② 原則＝立会人なくして自由に接見（**自由な秘密交通権**）
- ③ だから 39条3項の指定要件は**厳格に解釈**（↑の帰結）
- ④ 限定2類型＝**取調べ中／確実な予定＋顕著な支障**
- ⑤ 初回接見＝弁護人と**協議し即時・近接した時点**の接見措置（最判平12・6・13）

最大判平11・3・24

図：コア規範——「捜査のため必要があるとき」の限定解釈（逐語で覚えるのはここだけ）

答案の型（司法試験で使う型） | 接見交通権・接見指定

【事例】

弁護士Bが、窃盗の疑いで逮捕された直後の被疑者Aに初めて接見を申し出た。これに対し警察官Kは、Aを取調べ中であることを理由に、弁護士と協議することなく、接見を翌日に指定した。Kの措置は適法か。

【問題提起】

接見指定（39条3項）の要件、特に初回接見における『防禦の準備をする権利を不当に制限しない』（同項但書）との関係が問題となる。

【規範】

上記の規範を定立（憲34由来→原則自由→『捜査のため必要があるとき』の限定解釈（実施中 or 間近い確実な予定+顕著な支障）→初回接見の協議義務・即時近接）。

【あてはめ】

接見指定の要件たる『捜査のため必要があるとき』は厳格に解されるどころ、本件で取調べは実施中である。もっとも初回接見は弁護士依頼権の出発点であって特に重要であるから、捜査機関は弁護士と協議し、即時又は近接した時点での接見を認める措置を採るべきである。KはBと協議することなく漫然と翌日に指定しており、取調べを一旦中断して短時間でも接見させる余地を検討していない。これは防禦の準備をする権利を不当に制限するもので、39条3項但書に反し違法である。

図：答案の型——性質→原則→限定解釈→あてはめ（初回接見なら協議・検討義務を追加）

【コア規範】（逐語で覚えるのはここだけ・約110字） 「捜査のため必要があるとき」（39条3項）とは、接見交通権の重要性に鑑み**厳格に**解し、①**現に取調べ中**の場合、または②**間近い時に取調べ等をする確実な予定**があり、接見を認めると**捜査に顕著な支障**が生じる場合に限る（最大判平11・3・24）。

【復元キー】（趣旨から答案を再構成する） 1. 性質＝**憲法34条**前段の弁護士依頼権に由来する重要な権利 2. 原則＝立会人なくして自由に接見（**自由な秘密交通権**） 3. だから 39条3項の指定要件は**厳格に解釈**（↑の帰結） 4. 限定2類型＝**取調べ中／確実な予定+顕著な支障** 5. 初回接見＝**弁護士と協議し即時・近接した時点**の接見措置（最判平12・6・13）

【フル論証】（参照用・暗記対象ではない） 接見交通権（39条1項）は、憲法34条前段の弁護士依頼権に由来する重要な権利であり、被疑者・被告人が弁護士と立会人なくして自由に接見できること（自由な秘密交通権）を保障する。もっとも捜査機関は「捜査のため必要があるとき」に接見の日時等を指定できる（39条3項）が、接見交通権の重要性に鑑み、この要件は厳格に解釈すべきである。すなわち「捜査のため必要があるとき」とは、現に被疑者を取調べ中・実況見分等に立ち合わせ中である場合、または間近い時に取調べ等をする確実な予定があり、接見を認めると捜査に顕著な支障が生じる場合に限られる（最大判平11・3・24）。また指定をする場合でも、接見そのものは拒否できず、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限してはならない（39条3項但書）。特に逮捕直後の初回接見は弁護士依頼権の出発点として特に重要であるから、捜査機関は弁護士と協議し、即時又は近接した時点での接見を認める措置を採るべきである（最判平12・6・13）。

【事例と答案】

弁護士Bが、窃盗の疑いで逮捕された直後の被疑者Aに初めて接見を申し出た。これに対し警察官Kは、Aを取調べ中であることを理由に、弁護士と協議することなく、接見を翌日に指定した。Kの措置は適法か。

問題提起：接見指定（39条3項）の要件、特に初回接見における「防禦の準備をする権利を不当に制限しない」（同項但書）との関係が問題となる。

あてはめ：接見指定の要件たる「捜査のため必要があるとき」は厳格に解されるどころ、本件で取調べは実施中であり①の類型に該当する。もっとも初回接見は弁護士依頼権の出発点であって特に重要であるから、捜査機関は弁護士と協議し、即時又は近接した時点での接見を認める措置を採るべきである。KはBと協議することなく漫然と翌日に指定しており、取調べを一旦中断して短時間でも接見させる余地を検討していない。これは防禦の準備をする権利を不当に制限するものであり、Kの措置は違法である。

接見交通権の地図

- 接見＝国家の影響圏の外で味方と相談する唯一の時間。憲法34条由来だから原則は自由な秘密交通
- 接見指定（39③）＝いつ・どこでの調整だけ。禁止はできない（指定≠接見禁止81条）
- 指定できるのは実施中か間近い確実な予定＋顕著な支障に限る（最大判平11・3・24）。別日時で機会は確保
- 初回接見は出発点ゆえ特に手厚く＝協議・検討義務＋即時/近接（最判平12・6・13）
- → 次回＝捜査の新しい手法（GPS捜査・おとり捜査）

図：今回の全体まとめ——接見交通権の骨格と論文の型

- ・ 接見交通権（39条1項）は憲法34条前段の弁護人依頼権に由来する重要な権利。
- ・ 原則は「立会人なくして自由に接見」＝自由な秘密交通。
- ・ 例外の接見指定（39条3項）は日時等の調整であって禁止ではない。
- ・ 指定要件「捜査のため必要があるとき」は厳格解釈：①現に取調べ等実施中、または②間近い確実な予定＋捜査に顕著な支障、の場合のみ（最大判平11・3・24）。
- ・ 指定する場合でも接見の機会自体は確保必須（拒否不可）。
- ・ 初回接見は特に重要：協議・検討義務＋即時または近接した時点での接見措置（最判平12・6・13）。
- ・ 指定は起訴前限定（公訴提起後の被告人には不可）。接見指定と接見禁止（81条）は別制度。

次回は #16 「GPS捜査（新類型①・最大判平29・3・15）」。位置情報という「線・面」の把握が既存の令状では賄えない新類型の強制処分として論じられます。